

愛知「発酵食文化」振興協議会 うまみ AICHI ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、「愛知『発酵食文化』振興協議会」(以下「協議会」という。)が管理する「うまみ AICHI ロゴマーク (以下「ロゴマーク」という。)」の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ロゴマークは愛知の発酵食文化の振興を目的として、以下の各号に該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 愛知県内に事業所を有する事業者によって製造された発酵食又はこれを原材料として使用した製品に使用する場合
- (2) 前号で規定する発酵食又は製品、もしくはこれらを活用した飲食物を提供又は販売する愛知県内の次の施設や店舗で使用する場合
 - ① 飲食店やレストランなどの飲食提供施設
 - ② ホテルや旅館などの宿泊施設
 - ③ 小売りや量販店などの店舗
- (3) 地方公共団体等が管理又は運営し、発酵に関する資料等を展示する愛知県内の施設で使用する場合
- (4) 愛知の発酵食文化や発酵ツーリズムをPR・プロモーションするイベントや印刷物及び電子媒体等で使用する場合
- (5) その他、愛知の発酵食文化を振興するために必要と協議会が認めた場合

(使用の許諾)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ協議会の許諾を受けなければならない。ただし、報道機関が報道の目的で使用するときはこの限りでない。

- 2 前項の規定により使用の許諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ロゴマーク使用許諾申請書(様式第1号)を協議会に提出する。
- 3 協議会は、本規程に基づき適正に使用されると認められる場合は、申請者に対し、ロゴマーク使用許諾書(様式第2号)を送付する。また、許諾にあたっては、必要に応じて条件を付することができるものとする。
なお、協議会は許諾した内容を公表できるものとする。
- 4 協議会は、以下の各号に該当する場合には、ロゴマークの使用を許諾しないものとし、ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知する。
 - (1) 愛知の「発酵食文化」及びロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (2) ロゴマークの変形等、別に定める使用マニュアルに沿って使用されないおそれがある場合
 - (3) 特定の思想又は宗教の活動に使用される場合
 - (4) 協議会又は協議会の会員の権利、信用又は品位を害するおそれがある場合
 - (5) 第三者の利益を害するおそれがある場合
 - (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

- (7) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (8) 協議会の目的達成に資するものと認められない場合
- (9) その他協議会長が不相当と認める場合

（許諾内容の変更）

第4条 前条第3項の規定により使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が許諾の内容を変更する場合は、事前にロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）を提出する。

- 2 協議会は、前項の申請内容が本規程に基づき適正に使用されると判断される場合は、ロゴマーク使用変更許諾書（様式第5号）により使用者に通知する。
なお、許諾にあたっては、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

（許諾の取消し）

第5条 協議会は、本規程に違反した場合は、許諾を取り消すとともに、ロゴマーク使用許諾取消通知書（様式第6号）により当該使用者に通知する。

なお、協議会は許諾を取り消した旨を公表することができる。

- 2 前項の許諾の取消しによって使用者に損害が生じることがあっても、協議会はその責めを負わないものとする。

（使用の期間）

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、特に定めない。ただし、協議会が特に必要と認める場合は、使用者に対し、第3条第3項に基づき、許諾の条件としてロゴマークの使用期間を指定することができるものとする。

- 2 協議会は使用者に対して、ロゴマーク使用実績報告書（様式第7号）によるロゴマーク使用実績報告の提出を求めることができる。その場合、使用者は協議会から指示を受けた期日までに報告書を提出しなければならない。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は無償とする。

（ロゴマークデザイン）

第8条 ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、別に定める使用マニュアルに記載された事項を遵守すること。
- (2) 指定色どおりでの使用が困難な場合には、第3条第2項に基づくロゴマーク使用許諾申請書に必要な理由等を明記して提出するものとする。
- (3) 協議会は、前号に基づく内容がやむを得ないと判断され、かつ、本規程に基づく適正な使用ができると認められる場合は、色の変更を認めるものとする。
- (4) ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク内の文字が判読できる大きさとするものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークのオリジナルデザインの形状を変更しないこと。
- (2) 商標法（昭和34年法律第127号）の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど独占的に使用しないこと。

(無断使用への対応)

第10条 本規程に基づく承認を受けずにロゴマークが使用された場合は、協議会は、無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(協議会の非推奨)

第11条 この規程による許諾は、ロゴマークの使用を許諾するものであり、物品や使用者について協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第12条 協議会は、ロゴマークの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者がロゴマークの使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(写真の二次使用)

第13条 協議会は、第6条第2項により提出された写真等を協議会の目的達成に資する用途において使用できるものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月22日から施行する。